

# 新型コロナ感染症対策における 中小企業支援に関する緊急提言

日本商工会議所 全文

日本商工会議所はこのほど、「新型コロナウイルス感染症対策における中小企業支援に関する緊急提言」をまとめ、政府に提出した。ここではその全文を掲載する。

全国の515商工会議所は1月29日から、「新型コロナウイルスに関する経路相談窓口」を設置し、新型コロナウイルス感染症による経営への影響を受けた中小企業・小規模事業者の相談に迅速に対応している。商工会議所への相談件数は1月下旬から急増し、3月4日現在、1,888件となっている。相談内容を見ると、初期は「インバウンドの減少」や「サプライチェーンの停滞」に起因する「宿泊・ツアーのキャンセル」「海外製部品・資材が届かず生産・工事停止」など観光関連産業や製造業・建設業からの相談が目立っていた。

その後、感染の拡大により、「日本人観光客の減少」に起因する相談が増え、近時は「イベント中止」や「学校一斉休校」に起因する「相次ぐ予約キャンセル」による大幅売上減少、「従業員の休業で業務に支障」「学校給食の休止により大規模減収」などにより、飲食・サービス業・卸売業・小売業など全国のあらゆる業種・業態の中小企業・小規模事業者から悲鳴が寄せられ、地域経済への影響も深刻化している。

また、日本商工会議所の調査（実施時期2月12〜18日）では、6割を超える中小企業・小規模事業者が、「製品・サービスの受注が減少し、客数減少」など新型コロナウイルス感染症による経営活動に影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する特別貸付制度（別枠、低利、長期、償還期間延長）を創設された。

対応策（2月13日）やその後の具体的な施策など迅速果敢に様々な中小企業支援策を講じてきたが、同調査結果から、同調査実施以降の様々な事態に鑑みて、経営に与える影響はさらに拡大している

現在、収束時期など先が見えない不安感が国内を覆い、経済活動が過度に萎縮しており、この状態が長引くと甚大な経済的ダメージを受けかねない。また、大規模自然災害から復興途中の地域には、特段の留意が必要である。今夏の東京オリンピック・パラリンピックを確実に成功させるためにも、当面の緊急対応を講じることが必要と見られる。この状況が長引くと、経営にさらなるダメージを受けかねない

影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する特別貸付制度（別枠、低利、長期、償還期間延長）を創設された。

（2）マル経融資の特別制度（別枠、低利）の創設  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対するマル経融資の特別制度（別枠、低利）を創設された。

（3）柔軟な対応  
政府系金融機関および民間金融機関、信用保証協会等に対し、積極的な新規融資や返済猶予等の継続に向けた対応を要請している。また、経済活動の過度な萎縮など、この状況が長引くと、経営にさらなるダメージを受けかねない

（4）事業環境の整備  
（1）売上向上等に取り組む中小企業・小規模事業者の支援  
（2）新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、売上向上や経営安定化等に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、商品・サービス開発、IT活用、海外展開等を補助金・助成金等を通じて早期かつ強力に支援された。

（5）政府・地方自治体の要請  
（1）政府から同様の趣旨の呼びかけを要請された。  
（2）政府・地方自治体の要請を受けてのイベント・宴会中止に伴い、損失を被る中小企業・小規模事業者への支援を求められた。  
（3）感染者発生時の消毒・公表への支援  
（4）感染者発生時の事業所内における消毒・公表への支援  
（5）申請書類の大幅な簡素化・手続きの迅速化  
（6）申請書類の大幅な簡素化・手続きの迅速化

## 検査体制増強で不安解消 マル経融資の特別制度創設 義務的発生費用の支援を 雇調金の受給要件を緩和 追加的な対策の実行を

ため、検査体制の増強による国民の不安解消を含め、より一層、感染拡大防止・早期収束に向け果敢に対応されたい。

（4）二重債務問題の解消  
これまでの大規模自然災害で被災した中小企業・小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合の二重債務問題を解消する対策を講じられた。

（5）国税・地方税の申告・納付等の期限の延長  
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、申告や納税が困難な中小企業に対して、国税・地方税の申告・納付等の期限の延長措置を講じられた。また、場前での長申請等ができた場合、場前での延滞税・利息等が課せられることもないよう配慮された。

（6）社会保険料等の免除・軽減・納付期限の延長  
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会保険料等（労働者）の創設  
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会保険料等（労働者）の創設

（7）特別貸付制度（別枠、低利、長期、償還期間延長）の創設  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する特別貸付制度（別枠、低利、長期、償還期間延長）を創設された。

（8）マル経融資の特別制度（別枠、低利）の創設  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対するマル経融資の特別制度（別枠、低利）を創設された。



（9）最低賃金の水準について、2020年度は例年以上に足元の景況感や経済情勢を十分に反映した慎重な審議が求められる。リーマン・ショック時の2009年度の引上げ率（1.42%）や東日本大震災時の2011年度の引き上げ率（0.96%）を踏まえ、2020年度は、引上げの凍結を視野に入れたうえで、中小企業の経営実態を踏まえた適正な水準を決定されたい。

（10）最低賃金の水準について、2020年度は例年以上に足元の景況感や経済情勢を十分に反映した慎重な審議が求められる。リーマン・ショック時の2009年度の引上げ率（1.42%）や東日本大震災時の2011年度の引き上げ率（0.96%）を踏まえ、2020年度は、引上げの凍結を視野に入れたうえで、中小企業の経営実態を踏まえた適正な水準を決定されたい。

（11）最低賃金の水準について、2020年度は例年以上に足元の景況感や経済情勢を十分に反映した慎重な審議が求められる。リーマン・ショック時の2009年度の引上げ率（1.42%）や東日本大震災時の2011年度の引き上げ率（0.96%）を踏まえ、2020年度は、引上げの凍結を視野に入れたうえで、中小企業の経営実態を踏まえた適正な水準を決定されたい。

（12）最低賃金の水準について、2020年度は例年以上に足元の景況感や経済情勢を十分に反映した慎重な審議が求められる。リーマン・ショック時の2009年度の引上げ率（1.42%）や東日本大震災時の2011年度の引き上げ率（0.96%）を踏まえ、2020年度は、引上げの凍結を視野に入れたうえで、中小企業の経営実態を踏まえた適正な水準を決定されたい。

（13）最低賃金の水準について、2020年度は例年以上に足元の景況感や経済情勢を十分に反映した慎重な審議が求められる。リーマン・ショック時の2009年度の引上げ率（1.42%）や東日本大震災時の2011年度の引き上げ率（0.96%）を踏まえ、2020年度は、引上げの凍結を視野に入れたうえで、中小企業の経営実態を踏まえた適正な水準を決定されたい。

（14）最低賃金の水準について、2020年度は例年以上に足元の景況感や経済情勢を十分に反映した慎重な審議が求められる。リーマン・ショック時の2009年度の引上げ率（1.42%）や東日本大震災時の2011年度の引き上げ率（0.96%）を踏まえ、2020年度は、引上げの凍結を視野に入れたうえで、中小企業の経営実態を踏まえた適正な水準を決定されたい。

（15）最低賃金の水準について、2020年度は例年以上に足元の景況感や経済情勢を十分に反映した慎重な審議が求められる。リーマン・ショック時の2009年度の引上げ率（1.42%）や東日本大震災時の2011年度の引き上げ率（0.96%）を踏まえ、2020年度は、引上げの凍結を視野に入れたうえで、中小企業の経営実態を踏まえた適正な水準を決定されたい。

### 調査データ

（1）特別貸付制度（別枠、低利）の創設  
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会保険料等（労働者）の創設

（2）マル経融資の特別制度（別枠、低利）の創設  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対するマル経融資の特別制度（別枠、低利）を創設された。

（3）柔軟な対応  
政府系金融機関および民間金融機関、信用保証協会等に対し、積極的な新規融資や返済猶予等の継続に向けた対応を要請している。また、経済活動の過度な萎縮など、この状況が長引くと、経営にさらなるダメージを受けかねない

（4）事業環境の整備  
（1）売上向上等に取り組む中小企業・小規模事業者の支援  
（2）新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、売上向上や経営安定化等に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、商品・サービス開発、IT活用、海外展開等を補助金・助成金等を通じて早期かつ強力に支援された。

（5）政府・地方自治体の要請  
（1）政府から同様の趣旨の呼びかけを要請された。  
（2）政府・地方自治体の要請を受けてのイベント・宴会中止に伴い、損失を被る中小企業・小規模事業者への支援を求められた。  
（3）感染者発生時の消毒・公表への支援  
（4）感染者発生時の事業所内における消毒・公表への支援  
（5）申請書類の大幅な簡素化・手続きの迅速化  
（6）申請書類の大幅な簡素化・手続きの迅速化

（6）社会保険料等の免除・軽減・納付期限の延長  
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会保険料等（労働者）の創設

（7）特別貸付制度（別枠、低利、長期、償還期間延長）の創設  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する特別貸付制度（別枠、低利、長期、償還期間延長）を創設された。